

平成 28 年 8 月 24 日

守口市教育委員会
教育長 首藤 修一 様

三郷小学校・橋波小学校統合校連絡会
会長 中谷 俊夫

三郷小学校・橋波小学校統合校連絡会の第一次提言について

三郷小学校・橋波小学校統合校連絡会（以下「統合校連絡会」という。）は、学校・保護者・地域の代表で構成され、守口市教育委員会が示された三郷小学校と橋波小学校の統合について、検討・意見集約し、教育委員会に提言する組織として発足いたしました。

この度、統合校の新校舎設置場所、学校の統合時期、新校舎供用時期、学校の統合校区及びその他統合に伴う検討事項について、下記のとおり意見集約いたしましたので、第一次提言として提言いたします。

今後につきましても、本統合校連絡会において統合校の学校コンセプトをはじめ、校名、校章等についても、検討して参りたいと考えております。

教育委員会におかれましては、統合に向け、本統合校連絡会の提言内容を尊重していただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 統合校の新校舎設置場所
とうこう幼稚園敷地を含めた三郷小学校用地
- 2 学校の統合時期、新校舎供用時期
平成 30 年 4 月 1 日に橋波小学校を仮校舎として統合
平成 33 年 4 月 1 日に三郷小学校用地で新校舎供用開始
- 3 学校の統合校区
三郷小学校と橋波小学校の校区全域
- 4 その他
 - (1) 子ども達の通学時における安全確保について
 - (2) 橋波小学校の跡地活用について
 - (3) 三郷地区体育館について
- 5 検討内容
別紙

三郷小学校・橋波小学校の統合に関する
第一次提言の検討内容

平成28年8月

三郷小学校・橋波小学校統合校連絡会

目次

1. 三郷小学校と橋波小学校の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 三郷小学校と橋波小学校の統合に関する意見集約・・・・・・・・・・ 2
3. 今後の検討について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1. 三郷小学校と橋波小学校の現状

(1) 児童数・学級数の現状

三郷小学校の児童数は152名、普通学級数は6学級です。教育委員会の推計によると、今後は減少傾向にあり、平成33年度には137名と推測されています

三郷小学校の児童数・学級数（平成28年5月1日現在）

※（ ）の中の数字は、支援学級児童数の外数

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	支援	合計
児童数	23 (3)	28 (0)	24 (0)	22 (0)	30 (0)	22 (0)	3	152
学級数	1	1	1	1	1	1	1	7

橋波小学校の児童数は365名、普通学級数は12学級です。教育委員会の推計によると、今後は減少傾向にあり、平成33年度には304名と推測されています

橋波小学校の児童数・学級数（平成28年5月1日現在）

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	支援	合計
児童数	46 (0)	56 (1)	56 (4)	62 (3)	64 (1)	68 (4)	13	365
学級数	2	2	2	2	2	2	3	15



三郷小・橋波小統合後の児童数の推移

三郷小学校 + 橋波小学校	学校名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年
	三郷小学校+橋波小学校		73	69	66	70	85	79	72	85	84	87	95
	40学級数	2	2	2	2	3	2	2	3	3	3	3	3
	35学級数	3	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3
	平成28年度							517名			18学級		
	平成29年度						502名			18学級			
	平成30年度					492名			17学級				
	平成31年度				475名			15学級					
	平成32年度			457名			14学級						
	平成33年度		441名			13学級							
	平成34年度	442名			14学級								

(2) 施設等の状況

三郷小学校の敷地は、とうこう幼稚園の敷地も含め、15,951㎡です。建物の状況は、最も古い校舎は昭和11年に建設され、すでに50年が経過しています。

橋波小学校の敷地は、12,842㎡です。建物の状況は、最も古い校舎は昭和42年に建設され、すでに40年が経過しています。

学校用地の面積比較表

学校名	三郷小学校	橋波小学校
設置年	明治7年11月(141年)	昭和28年6月(62年)
学校用地面積(㎡)	13,667	12,842
運動場(㎡)	7,206	8,088
建物敷地(㎡)	6,461	4,754
借地(㎡)	13,667の内2,076	—
幼稚園用地(㎡)	2,284	—
用地面積合計(㎡)	15,951	12,842

2. 三郷小学校と橋波小学校の統合に関する意見集約

三郷小学校と橋波小学校の統合に関する守口市教育委員会の方針について、三郷小学校・橋波小学校統合校連絡会(以下「統合校連絡会」という。)では、統合校の新校舎設置場所、学校の統合時期、新校舎供用時期、学校の統合校区等について、次のとおり検討し、意見集約いたしました。

(1) 統合校の新校舎設置場所

教育委員会が示す学校設置場所は、通学距離、敷地面積の2点から総合的に判断し、とうこう幼稚園の敷地を含めた三郷小学校用地が望ましいとのことでした。

本統合校連絡会で検討した結果、統合校を三郷小学校と橋波小学校のいずれに設置した場合でも通学範囲があまり変わらないこと、また、何よりも子ども達にとって「より良い教育環境を実現する」といった視点から、敷地面積の広い三郷小学校の用地が設置場所としてより好ましいとのことから、三郷小学校の用地に新校舎を建設するという意見集約となりました。

(2) 学校の統合時期、新校舎供用時期

新校舎については、三郷小学校校舎及びとうこう幼稚園園舎並びに三郷地区体育館を解体し、建設する。建設期間中は橋波小学校校舎を仮の統合校校舎として使用し、平成30年4月1日に統合する。

また、新校舎の設計については、学校や保護者、地域の方々の意見を聞きながら進めるものとし、平成33年4月1日の供用開始を目指すという意見集約となりました。

(3) 学校の統合校区

統合による通学距離は約1km範囲の通学区域となり、また国の示す通学距離に関する基準も踏まえ、通学区域を変更せず、校区全体を統合するとの意見集約となりました。

(4) その他

①子ども達の通学時における安全確保について

子ども達の安全確保という点から、これまで学校、地域、保護者が協力し、行ってきました。

統合に伴う通学路については、学校と保護者との話し合いで決めていくこととなりますが、地域住民の高齢化も進んでいることなどから、統合後も子ども達の通学時における安全が確保できるような環境整備を要望します。

②橋波小学校の跡地活用について

統合校の新校舎供用開始後、現橋波小学校は学校として使用されなくなることから、本統合校連絡会では、跡地の在り方についても議論いたしました。

長年、学校は地域活動の拠点として、また災害時における避難場所としても大きな役割を担ってきたことから、その場がなくなることは地域にとって大きな問題であることを確認し、跡地の在り方については、全市的に検討され、地域の意向を踏まえた活用となることを要望します。

③三郷地区体育館解体に伴う対応について

三郷地域については、各種のサークルや地域、団体の活動の場として、地区体育館を主として活動を行っているという利用実態を踏まえ、三郷地区体育館を解体した後の対応について全市的に検討いただくことを要望します。

3. 今後の検討について

本統合校連絡会は、今後、学校コンセプトづくり等の統合に関する事項について、検討していくものといたします。検討にあたっては、学校・保護者・地域の方々の意見を聴取しつつ、進めていきます。

三郷小学校・橋波小学校統合校連絡会会則

(設置)

第1条 守口市立三郷小学校と守口市立橋波小学校の統合を円滑に推進するため、三郷小学校・橋波小学校統合校連絡会（以下「統合校連絡会」という。）を設置する。また、その位置づけは、学校統合に際し検討すべき事項について、関係者の代表として意見をとりまとめるための任意組織とする。

(検討事項)

第2条 統合校連絡会は、次に掲げる事項について検討し、守口市教育委員会に提言するものとする。

- (1) 統合校の施設整備に係る事項
- (2) 統合校の学校名、校区等に関する事項
- (3) その他統合に伴い検討すべき事項

(組織)

第3条 統合校連絡会の委員は、学校統合に関係する学校及び地域ごとに次の各号に定めるところとする。

- (1) 地域コミュニティ協議会会長及び地区代表 各小学校区
- (2) 小中学校管理職
- (3) P T A会長等小中学校保護者代表

2 委員の任期は、第2条の提言をするまでとする。ただし、選出母体の役員の改選等により交代する場合は、後任者が委員を引き継ぐものとする。

3 検討を進めていく上で必要が生じた場合は、学識者・関係者等の意見を求めることができる。

(会長及び副会長)

第4条 統合校連絡会に会長及び副会長を置く。会長は、統合校連絡会構成員の互選により決定し、副会長は会長が指名した者をもって充てる。

2 会長は、統合連絡会を代表し、運営を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて召集する。会議の議長は、会長が行うものとする。

2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ、開催することは出来ない。

(その他)

第6条 この会則の定めるもののほか、統合校連絡会の運営に関して必要な事項は、委員の協議により定める。

附 則

この会則は、平成28年8月18日から施行する。

平成28年度

三郷小学校・橋波小学校統合校連絡会 委員名簿

氏名	所属
◎中谷 俊夫	校長(三郷小)
和田 弘信	教頭(三郷小)
大井 俊司	PTA会長(三郷小)
山下 梨香	PTA副会長(三郷小)
奥山 寿一	三郷地域コミュニティ協議会会長(三郷小)
人見 茂雄	三郷地域コミュニティ協議会副会長(三郷小)
井上 裕介	三郷地域コミュニティ協議会副会長(三郷小)
平田 正和	三郷校区青少年育成指導員会校区長(三郷小)
○坂田 俊夫	校長(橋波小)
宮本 雅之	教頭(橋波小)
久本 祐三	育宝会会長(橋波小)
和田 真典	育宝会副会長(橋波小)
山口 拓也	橋波地域コミュニティ協議会会長(橋波小)
吉田 とし子	橋波地域コミュニティ協議会副会長(橋波小)
東浦 克己	橋波地域コミュニティ協議会副会長(橋波小)
河村 忠幸	橋波校区青少年育成指導員会校区長(橋波小)
吉本 卓	校長(樟風中)
村山 英昭	PTA会長(樟風中)

※◎:会長、○:副会長